

# あっぱれ! Vol.20 伊佐盛 イサモリ



## 亡き妻に贈る

## 情熱の赤い花

**秋**の気配が漂う9月下旬、国道268号線を水俣方面に進行すると、郡山八幡神社近くの土手一帯が真っ赤に染まる幻想的な景色を楽しめます。細い放物線状の花びらが特徴の彼岸花の群生です。土手一面を埋め尽くす彼岸花は、まるで赤いじゅうたんを敷き詰めたよう。

決めて草刈りをして身体を動かすことが元気の秘訣なんだそう。

これらの彼岸花の手入れをしている上田篤さん。「植栽のきっかけは、平成20年4月に亡くなった妻との会話でした。生前、〃田んぼ畔に咲いた彼岸花がきれいね〃と話したことを思い出し、喜んでくれるかもしれないと思ってはじめました」。少しずつ植栽面積を拡大し、現在では約500mの土手いっぱい咲き誇るまでになりました。

力強く真っ直ぐに伸びた茎と、炎のような真っ赤な花が魅力の彼岸花。「見物に来た人が喜んでくれるのが本当にうれしい。私の生きがいです」と上田さんは、誇らしそうに話していました。

例年、9月23日前後が見頃のことです。

「今年は長雨の影響で、7月中になかなか作業ができなかった」と話す上田さんは、なんと御年90歳。長時間の作業はできないけれど、時間を



※駐車場がないので、譲り合って見物ください。



▲彼岸花の赤色と、稲穂の黄色が見事な景色



あなたは大丈夫？

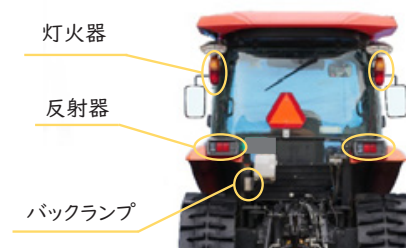
# 農作業機付き農耕トラクタでの 安全な公道走行を！

農作業機（ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのもの）を農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

全てのチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。安全な公道走行を心がけましょう。

## ✓ チェックその1 灯火器類の確認

農作業機を装着しても、**灯火器類**（ヘッドランプ、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器）が**他の交通から確認できることが必要**です。農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。



### ① 確認できない（見えない）場合

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要があります。

トラクタの灯火器類が  
農作業機で見えない例



### ② 確認できる（見える）場合

取付け位置によっては反射器や制限標識を設置する必要があります。

## ✓ チェックその2 全幅の確認

農耕トラクタ単体で、長さ 4.7 m 以下、幅 1.7 m 以下、高さ 2.0 m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の場合、**農作業機を装着した状態で、幅が 1.7m を超えていないか確認**しましょう。

### ① 幅が 1.7m を超えている場合

反射器やサイドミラー、制限標識を設置する必要があります。

制限標識



### ② 幅が 2.5m を超えている場合

道路法に基づく**特殊車両通行許可が必要**です。最外側が分かるよう、**前面及び後面に外側表示板、反射器、灯火器や表示標識を設置する必要**があります。



いさまい  
伊佐米ちゃん  
(伊佐米PRキャラクター)

スローガン

## 見直そう！農業機械作業の安全対策

秋は、稲刈りやさつまいもの収穫や野菜の植え付け準備など、農作業が忙しくなります。

また、暑さも続くため、熱中症対策も必要です。

機械操作で油断することなく、農作業事故を起こさないように安全対策に努めましょう。

## 秋の農作業事故ゼロ運動



### チェックその3 運行速度の確認

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性（傾斜角度）が変わるため、安定性の保安基準（30度または35度）を満たせなくなる場合があります。その場合は**15km/h以下の速度で走行**しなければなりません。

#### ① 安定性の確認方法

農耕トラクタと農作業機の組合せによる安定性の確認結果については、（一社）日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の速度制限はありません。



（一社）日本農業機械工業会HP  
<http://www.jfmda.or.jp/koudo.html>

#### ② 安定性が確認されていない場合

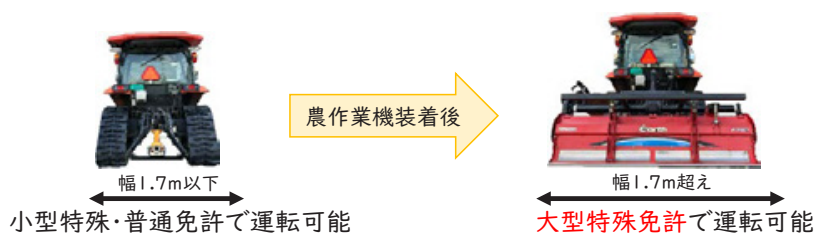
保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識などを設置する必要があります。



### チェックその4 免許の確認

小型特殊免許・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタ単体または農耕トラクタに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレーム等の高さが2.8m以下）、最高速度15km/h以下の条件を全て満たす必要があります。

農作業機を装着することにより、この寸法等を超える場合には、これまでどおり**大型特殊免許（農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可）が必要**です。



なお、車検制度上ではこの寸法を超えても最高速度が35km/hを超えない限り大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。

▽詳しくは農林水産省のホームページをご覧ください

農林水産省HP: [http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/kodosoko.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html)



#### 気をつけるポイント！

- 1 トラクタに安全フレームを装着し、運転時にはシートベルト、ヘルメットの着用を徹底しましょう。
- 2 トラクタに作業機を装着して公道を走行する際は、灯火器を設置して安全運転を心がけよう。
- 3 トラクタが走行するために、十分な道幅を確保しよう。
- 4 機械の詰まりを取り除く際は、機械の動作停止を確認してから取り除こう。
- 5 農業機械の定期的な点検・整備を行い、整備不良による事故を防ごう。
- 6 こまめに水分補給を行い、熱中症に気を付けよう。

